

「みどり市障がい者計画2022」各課の取組状況と今後の基本施策

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書上の ページ数
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(1)啓発・広報活動の充実	啓発活動の推進	みどり市障がい者地域支援協議会や専門部会(こども支援部会、就労支援部会、地域づくり部会)を活用した情報発信に努めます。	・みどり市障がい者地域支援協議会事務局会議を毎月、全体会を年2回実施し、情報交換等を実施しました。 ・こども支援部会は計6回開催し、みどり市の地域資源シートの作成を進めてきました。就学児を中心とした情報連携ワーキングと事業所ワーキングを発足し、情報交換や連携を取りやすい環境を整備しました。 ・就労支援部会は8回開催し、報酬改定についての勉強会、A型事業所や特別支援学校の見学会などを行いました。 ・地域づくり部会は10回開催し、福祉マルシェ、街中交流作品展を行いました。障害者が地域とのつながりを持つ場を提供し、健常者が障害について理解を深める機会を作成しました。	・みどり市障がい者地域支援協議会事務局会議を毎月、全体会を年2回実施し、情報交換等を開催する予定です。 ・各専門部会についても、定例的に会議を開催し、情報共有及び啓発活動を継続していきます。	A	A	社会福祉課	61
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(1)啓発・広報活動の充実	広報活動の推進	ホームページや広報紙を活用し、市民への啓発・広報活動を推進します。	障害や障害のある人への正しい理解を深め、ノーマライゼーションの理念を浸透させるため、「広報みどり」や市ホームページを積極的に活用しました。	令和6年度と同様に、閲覧者にわかりやすく、常に最新情報を掲載できるよう努めます。	B	A	社会福祉課	61
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(1)啓発・広報活動の充実	障害者週間等の周知	「発達障害啓発習慣」(4月2日～4月8日)や「知的障害者福祉月間」(9月)、「障害者週間」(12月3日～12月9日)などを周知するため、ポスター掲示や啓発資料の配布等を行います。	「知的障害者福祉月間」については、広報みどり9月号に掲載し、懸垂幕の掲示を行い、「福祉パレード」を行いました。 また、「手話言語の国際デー」(9/23)の啓発のため、笠懸まつり会場(BOAT RACE桐生)にてブルーライトアップ点灯式を実施しました。	令和6年度と同様に、啓発活動を行います。パレードについては、内容を変更して行うことが決定しています。また、手話令和6年知的障害者福祉月間及び手話言語の国際デーの啓発活動を行うとともに、群馬県から啓発の依頼等があった場合は協力できるよう関係機関と検討していきます。	B	B	社会福祉課	61
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(1)啓発・広報活動の充実	相談機関や各種制度、サービス提供事業所の周知	障がいのある人が相談先や各種サービス、サービス提供事業所などを把握し、相談やサービスの円滑な利用につなげられるよう、ホームページや広報紙、制度案内等を用いて周知に努めます。	ホームページにサービスの案内を掲載し、窓口では「障害福祉サービスのご案内」を作成し、対象者に窓口で配布している。	令和6年度と同様に、閲覧者にわかりやすく、常に最新情報を掲載できるよう努めます。	A	B	社会福祉課	61
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(1)啓発・広報活動の充実	障がいの理解促進のための講演会の開催	障がいのある人やそのご家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がいに対する地域住民の理解を深めるために、障がいをテーマとした講演会を開催します。	統合失調症当事者であるお笑い芸人の方を迎え、当事者の状況、家族や周囲の方の支援、関わり等についてお話しいただく講演会を実施しました。 (一般参加者62人)	今後も障がいに対する地域住民の理解を深めるための講演会を実施します。	A	B	社会福祉課	62
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(1)啓発・広報活動の充実	精神保健福祉講演会・ボランティア養成講座の開催	こころの病気への理解を深め、地域で生活する精神障がいのある人が抱える「生活のしづらさ」を理解できるよう、精神保健に関する講演会や支援活動を行うボランティアを養成する講座を開催します。	ボランティア養成講座を開催しました。精神障害に関する知識とボランティア活動を一緒に学びました。 ・日程：令和6年11月7日、11月12日、11月26日 11月18日～22日のうちいずれかの半日は実習 ・申込者数：13名	令和7年度はボランティア養成講座のステップアップ研修を兼ねた精神保健福祉講演会を開催予定です。	A	A	社会福祉課	62
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(1)啓発・広報活動の充実	手話に対する理解や普及の推進	広報紙への手話単語の連載や各種講演会で手話通訳者を設置するなど、手話に対する理解や普及に努めます。	・広報みどり(奇数月)の裏表紙に手話単語を掲載しています。みどり市ろう者協会協力のもと令和6年度は36個の手話単語を掲載しました。	手話について興味を持っていただけるよう、令和6年度も継続実施します。また、手話に特化したInstagramを開設し、広報誌で取り上げた手話を動画への掲載を始めます。	A	A	社会福祉課	62
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(2)福祉教育の充実	福祉に関する学習や体験活動の充実	小中学校等における各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の学習を通し、福祉に対する興味関心を高め、福祉についての知的理解の深化を図ります。また、職場体験やボランティア活動等、発達段階に応じた福祉体験活動を充実し、福祉に関する実践力の育成に努めます。さらに、手話言語条例の制定を踏まえ、手話教室の開催拡充を図るなど、手話に関する教育の充実に努めます。	総合的な学習の時間の探究活動として、福祉に関するテーマを設定するなど、各学校で工夫した学習が展開されました。また、関係機関と連携しながら、福祉に関する体験的な学習を積極的に取り入れながら実践力を育めるよう指導しています。手話教室については、児童生徒が実際に手話を体験できる機会として位置づけ、市内全校で実施しました。	福祉教育について、系統的、計画的な取組を今年度も実施していきます。総合的な学習の時間では、福祉をテーマに取り上げ、福祉に関する理解を深めるとともに、関係機関と連携しながら、体験的な学習を積極的に取り入れ、実践力を育成します。手話言語条例に基づいた手話教室の開催も小中学校で予定しています。	B	B	学校教育課	62

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書上の ページ数
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(2)福祉教育の充実	講座・学習会の開催	生涯学習活動の一環として、障がいや介護について理解を深めるための講座・学習会を開催します。また、「みどり市どこでも出前講座」を活用し、市民からの主体的な学習要求に対応できるよう努めます。	「みどり市どこでも出前講座」に障がい福祉サービスに関するメニューも取り入れており、市民からの主体的な学習要求に対応できるよう取り組みました。	障がい施策関連部署との連携を深め、「みどり市どこでも出前講座」をはじめとする講座・学習会などの市民の学習要求に応えられるように努めます。	A	A	社会教育課	62
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(3)ボランティア・関係団体の活動支援	ボランティア団体の活動支援	ボランティア活動への支援と育成に努め、市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備するとともに、障がいのある人を支援するボランティア団体等の情報提供に努めます。	・市民活動の促進を図るべく、令和5年度より「市民提案型事業補助金」を新設して公募を募り、令和6年度は7団体へ交付しました。 ・市民活動に対する理解度や市民活動の活性化を図るため、市民活動やまちづくりに関する先進地の視察を実施しました。	・市民提案型事業補助金を交付します。 ・市民活動におけるまちづくりに関する視察を実施する予定です。	A	A	地域創生課	63
1. 障がいに対する理解促進と差別解消	(3)ボランティア・関係団体の活動支援	障がい者団体の活動支援	障がい者団体の活動しやすい環境づくりを推進するため、団体の活動を積極的にPRを行います。また、「知的障害者福祉月間」(9月)などに各種団体が行う啓発活動(福祉パレード等)が効果的に行えるよう支援します。	令和6年9月13日に福祉パレードを実施しました。渡良瀬特別支援学校の生徒の皆さんが来庁し、メッセージ贈呈、花束贈呈をしていただきました。また、周知については、広報紙への掲載、懸垂幕の掲示及び啓発ステッカーの貼付を行いました。	今年度の福祉パレードは規模を縮小しての開催となる予定です。今後も、啓発活動(福祉パレード等)が効果的に行えるよう支援します。	B	C	社会福祉課	63
2. 生活支援サービスの充実	(1)生活安定施策の充実	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当	在宅で著しく重度の障がいの状態にあり、日常生活に常時介護を必要とする人に、障がいのために生じる負担の手助けとして手当を支給します。	・対象者への支払い事務を適切に行いました。 ・制度周知のため広報への掲載をしたり、身体障害者手帳新規取得者への案内を行いました。 【令和6年度未受給者数】 特別障害者手当:40名 障害児福祉手当:19名 経過的福祉手当:1名	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	64
2. 生活支援サービスの充実	(1)生活安定施策の充実	特定疾患等患者等見舞金支給事業	群馬県発行の「特定疾患医療受給者証」または「小児慢性特定疾患医療受給者証」を交付されている人に見舞金を支給します。	難病患者の経済負担の軽減のため、新規対象者を支給の対象としています。3万円を生涯1回のみ支給します。 【R6年度受給者数】30名	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	64
2. 生活支援サービスの充実	(1)生活安定施策の充実	人工肛門及び人工膀胱受術者見舞金支給事業	人工肛門及び人工膀胱の手術を受けた人に見舞金を支給します。	人工肛門・人工膀胱造設者の経済負担の軽減のため、新規対象者を支給の対象としています。3万円を生涯1回のみ支給します。 【R6年度受給者数】15名	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	64
2. 生活支援サービスの充実	(1)生活安定施策の充実	じん臓機能障害者等通院交通費補助事業	じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法による医療を受けている人、または小腸機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して中心静脈栄養法等による医療を受けている人に通院にかかる交通費を補助します。	じん臓または小腸機能障害により身体障害者手帳の交付を受けており、医療機関において人工透析療法又は中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療の給付を受けるためにかかった医療機関への通院費に対して補助を行います。 【R6年度受給者数】65名	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	64
2. 生活支援サービスの充実	(1)生活安定施策の充実	心身障害者扶養共済年金事業	身体障害者手帳1級から3級または知的障がいもしくは同程度の精神障がいのある人を扶養している保護者が、生存中毎月掛金を払いこむ任意加入方式の保険制度で、保護者が死亡し、または重度障がいとなったとき、扶養されている障がい者に年金を支給します。	年金受給者に年金額を支給しました。(令和6年度末) 【加入者】12名(16口)(前年度+1名、+2口) 【受給者】30名(36口)(前年度+1名、+1口)	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	65
2. 生活支援サービスの充実	(1)生活安定施策の充実	特別児童扶養手当	20歳未満で国民年金法における1級及び2級に相当する重度または中度の障がいのある児童を養育する家庭に支給される特別児童扶養手当に関する相談・請求の受付を行います。	特別児童扶養手当の新規認定請求・有期更新・等級変更に関する相談に際して、制度の説明・支給要件等について、個々に応じた相談・請求の受付を行いました。(新規認定請求者13名、等級変更(手当額増額)2人)。また、手続に必要な診断書の取得に関し、児童相談所が行っている巡回相談の案内も積極的に行いました。	令和6年度と同様に個々に応じた相談・請求受付を行います。また、手続に必要な診断書の取得に関しても、巡回相談の案内等を積極的に行っていきます。	A	A	子育て相談課	65
2. 生活支援サービスの充実	(1)生活安定施策の充実	障害基礎年金の請求	国民年金の障害基礎年金の請求に関する相談・請求の受付を行います。	国民年金の障害基礎年金の請求に関する相談・請求の受付を行いました。 ・相談受付件数 110件 ・請求受付件数 6件	国民年金の障害基礎年金の請求に関する相談・請求の受付を行います。	A	A	市民課	65

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書上の ページ数
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	訪問系サービスの提供	ヘルパーにより主に居宅においてサービス(居宅介護、同行援護、重度訪問介護等)の提供を行います。	各種障がいにより、家事や身の回りのことが十分にできない方や、通院に支援が必要な方に対し、居宅介護支援を支給決定しました。また、視覚障害のある方に対し、外出支援を行う同行援護や、重度心身障害者に対し、生活全般の支援を行う重度訪問介護等の支給決定を行いました。 【令和6年度実績(支給決定者数)】 居宅介護:110人 同行援護:12人 重度訪問介護:4人	障害福祉サービスを必要としている方に必要なサービスを提供できるよう、各関係機関や相談支援事業所等と連携し、適切なサービス提供を行います。	A	A	社会福祉課	65
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	日中活動系サービスの提供	障がいのある人の日中活動を支援するため、施設でのサービス(短期入所、生活介護、日中一時支援、地域活動支援センター、障害者デイサービスセンター等)の提供を行います。	自宅で生活する障がい者に対し、日中活動の場の提供や、介護者の負担軽減を図るため、施設でのサービス利用について支給決定を行いました。 【令和6年度実績(支給決定者数)】 短期入所:61人 生活介護:141人 日中一時支援(登録介護者・サービスステーション含む):39人 地域活動支援センターつばさ:44人 障害者デイサービスセンター:7人 地域活動支援センターおおまま:6人	障害福祉サービスを必要としている方に必要なサービスを提供できるよう、各関係機関や相談支援事業所等と連携し、適切なサービス提供を行います。	A	A	社会福祉課	65
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	居住系サービスの提供	障がいのある人の居住場所としてのサービス(グループホーム、施設入所支援等)の提供を行います。施設入所者の地域生活への移行を踏まえたサービス提供を行います。	様々な理由により、自宅での生活が困難な各種障がい者に対し、居住場所の確保として支給決定を行いました。 【令和6年度実績(支給決定者数)】 共同生活援助:110人 施設入所:71人	障がいの重度化や高齢化、親亡き後に備え、関係機関や相談支援事業所等と連携し、施設入所者の地域生活への移行を踏まえたサービス提供を行います。	A	A	社会福祉課	65
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	補装具費の支給	身体障がい者(児)及び難病患者等に、身体上の障がいを補うための用具の購入及び修理を行います。	対象者が必要とする補装具の購入・修理費用を支給しました。 【令和6年度実績】 購入:65件(前年度+9件) 修理:20件(前年度-19件)	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	65
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	日常生活用具の給付	重度の障がいのある人等に、自立した日常生活を支援する用具や住宅改修費などの給付を行います。	-対象者への支給事務を適切に行いました。 【令和6年度給付実績】 給付件数 1,153件 前年度比 105.3%	前年度と同様に当該事業を実施します。	A	A	社会福祉課	65
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	自動車運転免許取得・改造費補助事業	群馬県公安委員会の適性検査試験に合格した肢体不自由の身体障害者手帳所持者に、指定教習所での免許取得費用の一部を助成します。また、上肢・下肢・体幹機能障害の身体障害者手帳所持者が自動車の制御装置を改造する経費について助成します。	対象となる申請者に費用の助成を行いました。 【令和6年度実績】 運転免許:2件 改造費:2件	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	66
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業	上肢・下肢・体幹機能または視覚に重度の障がいがある人に、玄関・台所・浴室・トイレなどを改造するための費用を補助します。原則として1世帯1回の補助とし、新築については対象外となります。	令和6年度は申請がありませんでした。	住宅改造を必要とする対象者が補助を受けられるよう、適切な案内を行います。	C	C	社会福祉課	66
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	重度身体障害者(児)理容サービス事業	下肢機能及び体幹機能に障がいのある人で、出張による理容サービスが必要な人に理容サービス券を交付します。	申請者に理容サービス券を交付しました。 【令和6年度実績】 交付者:3名 利用枚数:7枚	利用者が年々減少傾向にあるため、広報等でサービスについて周知していきます。	B	A	社会福祉課	66
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	心身障害(児)者紙おむつ給付事業	医師の意見書の交付を受けて、身体障がいと知的障がいを重複して持つなどの条件に該当する人に、紙おむつ等を給付します。	在宅で重度の排尿及び排便機能の障害をもつ心身障害(児)者に対して紙おむつを給付し、日常生活を支援しています。 【R6年度実績】1名	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	C	C	社会福祉課	66

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書の ページ数
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	難聴児補聴器購入支援補助事業	身体障害者手帳の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器を購入する経費の補助を行います。	対象となる申請者に費用の助成を行いました。 【令和6年度実績】1件	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	66
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	要医療重症心身障害児(者)訪問看護支援事業	在宅で生活する医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)を介護する家族に対して、長時間の訪問看護を提供することにより、介護する家族の負担軽減につなげます。	令和6年度は申請がありませんでした。	要医療重症心身障害児訪問看護を必要とする対象者が補助を受けられるよう、適切な案内や事務処理を行います。	C	C	社会福祉課	66
2. 生活支援サービスの充実	(2)福祉サービスの充実	訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度の障がいのある人等に、移動入浴車で自宅において訪問入浴サービスを提供します。	重度の障害者(児)が入浴サービスを利用することで、身体の清潔保持やリフレッシュができ、介護者への負担の軽減につなげました。 【R6年度利用者】1名	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	B	C	社会福祉課	66
2. 生活支援サービスの充実	(3)相談支援の充実	相談支援事業	障がい等に関する相談に総合的に対応し、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス利用支援、関係機関との連絡調整、賃貸住宅等の入居に必要な調整、その他地域生活に関する支援を行います。 基幹相談支援センターには、主任相談支援専門員等の専門職を配置し、機能の強化を図ります。	委託相談支援事業所 4事業所 【令和6年度相談件数】8,697件 ・社会福祉法人希望の家:3,273件(発達・相談支援センターつむぎ) ・社会福祉法人チハヤ会:857件(相談支援事業所は一と) ・社会福祉法人みどり市社会福祉協議会:4,145件(みどり市障害福祉センター相談支援事業所) ・社会福祉福祉法人三和会:422件(ゆうあいネット相談支援事業所) ・みどり市障がい者基幹相談支援センター:560件	専門的な相談支援体制を維持するため、障がい者基幹相談支援センターの次期相談員を早急に確保し、訪問及び窓口相談等の充実を図ります。	B	A	社会福祉課	67
2. 生活支援サービスの充実	(3)相談支援の充実	重層的支援体制整備事業	多分野にわたる問題(障がい者・高齢者・子ども・困窮等)を解決するために、包括的な支援体制を構築できるよう他機関協働事業を行います。	多分野にわたる問題(障がい者・高齢者・子ども・困窮等)を解決するため、包括的な支援体制を構築できるよう相談支援等の対応と関係機関との連携及び相談の充実を推進しました。 また、支援会議において、ヤングケアラー支援の決定について協議し、支援体制を整えることで、必要な支援の提供に取り組みました。	令和7年度も引き続き、多分野にわたる問題(障がい者・高齢者・子ども・困窮等)を解決するため、包括的な支援体制を構築できるよう相談支援等の対応と関係機関との連携及び相談の充実にも努めます。	A	B	社会福祉課 介護高齢課 こども課 子育て相談課 健康管理課	67
2. 生活支援サービスの充実	(3)相談支援の充実	要保護児童対策地域協議会	実務者会議において、要保護児童や要支援児童、特定妊婦への適切な支援ができるよう、関係機関との情報共有や見守りの手配を行います。 問題解決に向けた支援を行う中で、家族の障がい等が影響している場合には、障害福祉担当や相談支援専門員と連携を図ります。	実務者会議は、年間8回実施して関係機関との情報共有や見守りの強化の協力を呼びかけました。 家庭状況により、障害福祉担当者と相談支援専門員と連携しながら見守り強化に取り組みました。	実務者会議において、要保護児童や要支援児童、特定妊婦への適切な支援ができるよう連絡・調整を行い、関係機関との情報共有や見守り強化に取り組みます。 問題解決に向けた支援を行う中で、家族の障がい等が影響している場合には、社会福祉課の障害福祉係及び保護係・生活困窮担当者や相談支援専門員との連携を図ります。	A	A	子育て相談課	67
2. 生活支援サービスの充実	(3)相談支援の充実	「親亡き後」の相談支援	「親亡き後」の生活について、将来の不安を共に考え、生活課題を明らかにした上で必要な支援につなげられるよう、相談体制の整備を行います。	令和5年度に緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、必要なコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能を整えるため、ハイリスク世帯(50歳以上の療育手帳所持者が親が75歳以上、福祉サービス等を利用していない者/対象者:6名)を抽出し、アウトリーチにより状況を確認しましたが、令和6年度については、実施できませんでした。	・桐生圏域で地域生活支援拠点事業について整備を進める必要があるため、グループホームのワーキンググループを桐生市と合同で開催し、緊急時の受け入れ、体験の場について整備を進められないか検討していきます。	C	A	社会福祉課	67
2. 生活支援サービスの充実	(4)権利擁護の推進	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、審判の申立て費用等を助成します。 また、成年後見制度の理解・啓発のため、研修会を実施し、制度の周知を図ります。	法定後見人報酬助成金の申請が1件ありました。	成年後見制度を必要とする対象者が適切に利用できるよう、引き続き事業を実施します。また、市民後見人等、成年後見制度の理解啓発のための研修会を実施できるよう努めます。	C	B	社会福祉課	67
2. 生活支援サービスの充実	(4)権利擁護の推進	人権意識の啓発	人権への理解を深めるため、人権展の開催や人権啓発冊子の作成・配布を行い、人権教育の推進に取り組みます。	人権への理解を深めるため、令和7年1月から2月にかけて、笠懸公民館で人権展を開催し、市内幼稚園、小中高등학교から7,581点に及ぶ作品応募がありました。また、人権標語等の印字されたクリアフォルダを配布しました。	引き続き、人権等について考える機会を設けることで、人権に対する意識の向上や、人権問題を的確に捉える感性の醸成に努めていきます。	B	A	社会教育課	68

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書上の ページ数
2. 生活支援サービスの充実	(4)権利擁護の推進	虐待防止対策の推進	障がいのある人への虐待の未然防止や虐待発生時の対応について、地域支援協議会や関係機関と連携して対策の検討を進めます。 また、虐待の通報義務について広く周知し、虐待がエスカレートしないうちに、早期に介入して予防や対策ができるよう努めます。	通報を受けた際には、迅速に状況確認を行い、関係機関と連携して支援体制を整えます。 虐待が深刻化する前に、必要な支援(訪問・相談・一時保護など)を実施します。	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	B	B	社会福祉課	68
2. 生活支援サービスの充実	(4)権利擁護の推進	障がい者差別の解消	障がい者差別の起らない社会を目指し、障がいのある人への合理的配慮が推進されるよう、制度の周知を図ります。	来庁者に「障がい福祉サービスのご案内」を障がい者手帳の取得者等に配布しています。この案内の中に相談先等の案内を掲載しています。	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	B	B	社会福祉課	68
			障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮を提供できるよう、新規採用職員向けに研修会を実施し、障がいへの理解の促進や差別解消の推進に努めます。	令和6年10月10日に新規採用職員に対して障害者差別解消法について研修を行い、障がいへの理解の促進や差別解消の推進を図りました。	令和7年度以降も継続して左記内容の研修を新規採用職員を対象に実施し、障がいへの理解の促進や差別解消の推進に努めます。	A	A	総務課	68
2. 生活支援サービスの充実	(4)権利擁護の推進	選挙制度の啓発	渡良瀬特別支援学校へ出向いて選挙の出前講座を行い、選挙への理解を深めてもらうとともに、18歳からの投票につながるよう、継続した啓発に取り組みます。	令和6年5月17日に渡良瀬特別支援学校へ出向いて選挙の出前講座を行い、選挙への理解を深めてもらうとともに、18歳からの投票につながるよう啓発を行いました。	令和7年5月9日に渡良瀬特別支援学校へ出向いて選挙の出前講座を行い、選挙への理解を深めてもらうとともに、18歳からの投票につながるよう啓発を行いました。	A	A	総務課	68
2. 生活支援サービスの充実	(5)福祉人材の確保	専門職の配置	保健(医療)福祉分野における専門職を社会福祉分野及び高齢介護分野へ配置し、福祉関係課及び福祉事務所における専門職の確保を図ります。	保健師を社会福祉課、介護高齢課、こども課にそれぞれ配置し、福祉事務所における専門職の確保を図りました。また、市民課にも保健師を配置し、後期高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施しました。	引き続き、保健師を健康管理課以外の各課に配置し、こどもからお年寄りまで幅広い年代に対して、保健医療的な側面からの支援を行います。	A	A	総務課	68
2. 生活支援サービスの充実	(5)福祉人材の確保	職員研修	関係職員の資質向上を図るため、市職員研修を充実するとともに、研修関係団体等の福祉に関する研修への積極的参加を促進します。	福祉団体の実施する手話体験教室を職員へ周知し、参加を促しました。	関係職員の資質向上を図るため、障がい者福祉を内容とした市職員研修の実施を検討します。また、県や他団体の実施する研修等への積極的参加を促進します。	B	B	総務課	68
2. 生活支援サービスの充実	(5)福祉人材の確保	民生委員・児童委員の充実	地区で障がいのある人の相談を受ける民生委員・児童委員に対して、障がい等に関する理解を深める研修として成年後見制度や要約筆記などの研修を継続実施し、相談・援助の充実を図ります。	成年後見制度や要約筆記などの説明の実施はありませんでした。	令和7年度も各地区民生委員児童委員協議会の定例会にて成年後見制度や要約筆記などの説明の実施を検討します。 また、外部機関主催の障害に関する講演会への参加を積極的に促します。	C	C	社会福祉課	68
2. 生活支援サービスの充実	(6)スポーツ・趣味・文化芸術活動の充実	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツやレクリエーションを通じて、体力向上を図り、交流・余暇活動の充実を促進する「スポーツ・レクリエーション教室」を実施します。 また、群馬県障害者スポーツ大会について周知を行う等、障がいのある人へのスポーツの普及を図ります。	・みどり市社会福祉協議会に業務委託し、知的障害児・者の社会参加促進と生活訓練を目的としています。 【R6年度実績】 開催期日：令和7年3月1日 参加者：40名(障がい者18名、保護者等22名、社協1名) 内容：いわふねフルーツパーク(イチゴ狩り)、ココファームワイナリー(昼食・ワイナリー見学)、道の駅ど	令和6年度と同様にみどり市社会福祉協議会に業務委託を行い、当該事業を実施します。	A	A	社会福祉課	69
2. 生活支援サービスの充実	(6)スポーツ・趣味・文化芸術活動の充実	各種教室・サークル活動の充実	各種生涯学習活動に障がいのある人が参加しやすい環境整備を進め、だれもが気軽に参加できる各種教室やスポーツサークルなどの充実を努めます。 また、市民スポーツフェスティバル等の軽スポーツ体験教室を開催し、障がいのある人のスポーツへの参加機会の拡大を図ります。	市民がスポーツに親しみ、スポーツを始めるきっかけや健康意識の向上につなげることを目的に、「へるすぽ」を開催しました。「へるすぽ」では、競技用車椅子を使ったバラスポーツ体験や、だれもが参加できる軽スポーツ体験(ポッチャやモルックなど)を行い、障がいのある人へのスポーツ参加機会の拡大を図りました。	スポーツ推進員を派遣し、だれもが気軽に参加できるポッチャなどの出前講座を行います。 また、「へるすぽ」を開催し、ポッチャなどの軽スポーツ体験を通じて障がいのある人のスポーツ参加機会の拡大を図ります。	A	B	スポーツ振興課	69
2. 生活支援サービスの充実	(6)スポーツ・趣味・文化芸術活動の充実	指導者の確保・育成	障がい理解のあるスポーツ指導者、文化・趣味教室の講師等の確保・育成に努めます。 また、群馬県スポーツ協会の健康スポーツ指導者バンク等の指導者情報の提供に努めます。	スポーツ推進員を中心に出前講座を行い、だれもが参加できるポッチャの指導及び普及を行いました。	スポーツ推進員を中心に出前講座を行い、だれもが参加できるポッチャの指導及び普及を行います。 また、群馬県スポーツ協会の健康スポーツ指導者バンク等の指導者情報の提供に努めます。	A	B	スポーツ振興課	69

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書上の ページ数
3. 保健・医療体制の充実	(1)障がいの予防・早期発見体制の充実	妊婦相談事業	妊娠届出時、妊婦に保健師・助産師による健康相談・保健指導を行い、妊娠中の母体の健康と胎児の健全な発育のための支援に取り組みます。また、妊婦が自ら健康管理に努め、健やかな妊娠期を過ごし、無事に出産することを目的として、妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。	令和6年度は260件の妊娠届出があり母子健康手帳の交付を行いました。届出時には妊婦全員に面談を行い、相談・支援を行いました。	前年度と同様に支援を実施します。	A	A	健康管理課	70
3. 保健・医療体制の充実	(1)障がいの予防・早期発見体制の充実	妊産婦健康診査事業	定期的な妊産婦健康診査の受診を促し、母子の健康管理と疾病等の早期発見・対処に努めます。	妊娠届出時に妊婦健康診査受診票(14枚/人)、産婦健康診査受診票(2枚/人)を交付し、健康診査の必要性を周知しました。また、受診結果に応じて、相談・支援を行いました。 ※多胎妊婦については、妊婦健康診査受診票(5枚/人)追加交付をしました。	前年度と同様に支援を実施します。	A	A	健康管理課	70
3. 保健・医療体制の充実	(1)障がいの予防・早期発見体制の充実	母子保健健康教育事業	パパママクラス(両親学級)等において、出産や育児の不安を和らげられるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の提供や相談先の案内や仲間づくりなど、楽しく育児を行えるようサポートします。	名称は「ファミリークラス」となっています。令和6年度はファミリークラス(産前)36組、ベビークラス(産後)54組の参加がありました。育児支援を行うとともに、教室内で参加者同士が交流できる機会を取り入れました。	前年度と同様に支援を実施します。	A	A	健康管理課	70
3. 保健・医療体制の充実	(1)障がいの予防・早期発見体制の充実	乳幼児健康診査事業	4か月児健診、7か月児健診、1歳児相談、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診等で障がいの原因となる疾病等を見つけ、関係機関との連携を図り支援に努めます。また、身体面だけでなく、心理面や情緒面においても支援が必要な乳幼児を支援するため、心理相談やみどりっこ相談会を行います。	令和6年度から1か月児健康診査が開始しました。各健診・相談において、関係機関と連携し相談・支援を行いました。健診後においては、乳幼児相談等で相談・支援を実施しました。	1か月児健診、4か月児健診、7か月児健診、1歳児相談、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診は同様に実施します。 令和7年度から5歳児健診を開始します。	A	A	健康管理課	70
3. 保健・医療体制の充実	(1)障がいの予防・早期発見体制の充実	生活習慣病予防事業	障がいの原因となる脳血管疾患等を予防するため特定健康診査を実施します。また、健康な生活習慣を身につけるため、健診後の事後指導や健康相談、健康教室を開催します。	みどり市国保被保険者、後期高齢者医療制度加入者及び生活保護受給者、年度年齢20歳～38歳の偶数年齢のみどり市民を対象に特定健康診査や同様の健康診査を実施しました。検査結果により受診勧奨をしました。また、前年度特定保健指導の対象となった人に健康増進支援事業(元気プロジェクト)に利用勧奨をしました。 障がいの原因となる脳血管疾患等を予防するため特定健康診査を実施しました。 ・受診者2,794人	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	健康管理課 市民課	71
3. 保健・医療体制の充実	(1)障がいの予防・早期発見体制の充実	骨粗しょう症予防事業	健康相談等で年に数回、骨密度測定を実施し、年齢に関係なく、受けられるようにします。	へるすぽフェスタにおいて、連携協定締結している企業をタイアップして実施しました。	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	D	健康管理課	71
3. 保健・医療体制の充実	(2)適切な医療・リハビリテーションの充実	自立支援医療(更生医療・育成医療)	指定の医療機関で更生医療(身体機能の回復を図るため、その障がいそのものを軽減、除去するための医療)を受けた場合に医療費の一部を公費負担します。また、指定医療機関と積極的に連携し、制度の理解・推進を図ります。	更生医療や育成医療が必要な方へ申請の案内や、受給者証の交付をしました。 【令和6年度対象者】 更生医療:12名(前年度-4名) 育成医療:8名(前年度-6名)	前年度と同様に支援を実施する予定です。	A	A	社会福祉課	71
3. 保健・医療体制の充実	(2)適切な医療・リハビリテーションの充実	自立支援医療(精神通院医療)	精神通院医療(精神的な病気、てんかん等による通院治療)に関する相談・申請の受付を行います。	申請に係る案内や事業の相談等の対応を行っています。 【令和6年度】 自立支援(精神通院)医療所有者数:741人	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	71
3. 保健・医療体制の充実	(2)適切な医療・リハビリテーションの充実	療養介護医療	日中活動系サービスの一つである療養介護(医療機関で行う機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話等)のうち、医療にかかわる部分を療養介護医療として提供します。また、18歳到達の年度末までは児童相談所がサービス提供しますが、その後市がサービス提供するため、円滑な移行に努めます。	療養介護が必要な方へ申請の案内をしたり、相談支援専門員と連携し対象者へは受給者証を交付しました。 【令和6年度対象者】14名(前年度+2)	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	71

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書上の ページ数
3. 保健・医療体制の充実	(2)適切な医療・リハビリテーションの充実	福祉医療制度	医療費の負担を軽減し、社会福祉の増進を図ることを目的に、重度心身障がい児(者)、中学生までの子ども及び母子、父子家庭等に対し、医療費の自己負担分の全部または一部を助成します。	令和6年度は重度心身障がい児(者)、高校生までの子ども及び母子父子家庭等に対し、医療費の自己負担分の全部または一部を助成しました。重度心身障がい者及び母子父子家庭等の医療助成に所得制限を導入しています。 ・重度心身障がい者 対象者:1,342人、受診件数39,922件、助成額194,011,922円 ・子ども 対象者6,439人、受診件数113,514件、助成額260,748,488円 ・母子父子 対象者1,017人、受診件数15,111件、助成額43,232,180円	重度心身障がい児(者)、高校生までの子ども及び母子父子家庭等に対し、医療費の自己負担分の全部または一部を助成します。	A	A	市民課	71
3. 保健・医療体制の充実	(2)適切な医療・リハビリテーションの充実	広域医療体制の充実	救急医療施設運営費補助について継続実施するとともに、医療機関に関する広域的な情報の収集と提供に努めます。	・救急医療施設運営費補助を継続して実施しました。 ・必要に応じて、医療機関の情報提供を行いました。	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	健康管理課	72
3. 保健・医療体制の充実	(3)精神保健対策の充実	保健センターにおける相談	保健センターにおいて、保健師が障がい等に関する相談を窓口や電話により随時受け、関係機関への紹介及び情報提供を行います。	・市民から障がい等の相談があった場合には、関係機関・部署へつなぎ、情報共有を行いました。	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	健康管理課	72
3. 保健・医療体制の充実	(3)精神保健対策の充実	こころの健康相談	精神疾患、うつ病、閉じこもり等に対応するため、県立精神医療センターの医師による「こころの健康相談」を予約制で毎月実施します。ケースに応じて訪問相談も行います。	令和6年度は「こころの健康相談」を年7回実施し、計12件の相談がありました。	・前年度と同様に「こころの健康相談」を実施する予定(年11回)です。 ・事業についての啓発活動も継続していきます。	A	A	健康管理課	72
3. 保健・医療体制の充実	(3)精神保健対策の充実	こころの健康づくりに関する意識啓発	こころの健康づくりについて広報掲載やパンフレットの配布により周知し、講習会、講演会等を開催します。	・9月号と3月号の広報にて睡眠やこころのセルフケアに関する記事を掲載しました。 ・1歳6か月児健診に来所する保護者や、式十祭にてメンタルヘルスに関するリーフレットを配布し、こころの健康づくりについて周知しました。 ・民生委員60名、大間々高校の教師18名、更生保護女性会 27名に対し、ゲートキーパー養成研修を行いました。	・前年度と同様にこころの健康づくりについて周知・啓発を実施してする予定です。	A	A	健康管理課	72
3. 保健・医療体制の充実	(3)精神保健対策の充実	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がい者の地域生活の相談支援体制を構築します。	・桐生市と合同で隔月で開催し、4回実施しました。 ・精神障がい者の支援をしている桐生・みどり地区の居宅介護事業所、グループホーム、通所支援事業所、相談支援事業所を対象とし、オンライン研修とグループディスカッションを開催しました。	・前年度同様に桐生市と合同で開催し、情報共有及び啓発活動を継続していきます。 ・今年度は学校・教育機関との関係作りを進めていきます。家族会やピアサポーターを活用した研修会を開催予定です。勉強会と情報交換会を開催する予定です。	A	A	社会福祉課	72
4. 療育・教育体制の充実	(1)療育の充実	乳幼児健康相談事業	乳幼児の発達、発育の確認、育児支援のため、乳幼児相談を実施します。	令和6年度は24回(うち発達相談のみ12回)実施し、244人の来所相談がありました。	前年度と同様に支援を実施します。	A	A	健康管理課	73
4. 療育・教育体制の充実	(1)療育の充実	障がい児支援事業	発達障がいを含む障がいのある子どもを対象に、放課後等デイサービス事業など、放課後活動が必要な障がいのある子どもに、必要なサービスが提供できるよう努めます。	・申請に係る案内や事業の相談等の対応を行っています。 ・「障がい福祉サービスのご案内」の中に事業所やサービスの案内をしています。 ・令和6年度受給者数 児童発達支援:30人(前年度+7人) 放課後等デイサービス:110人(前年度+11人) ・保育所等訪問支援:9人(前年度+3人)	前年度と同様に支援を実施します。	A	A	社会福祉課	73
4. 療育・教育体制の充実	(1)療育の充実	障がい児保育の充実	保育園等において、障がいのある子どもへの理解をさらに深め、障がい児保育の充実を図るとともに、受入体制の充実にも努めます。	障がいのある園児を受け入れている市内保育施設に對して、「みどり市障害児保育対策事業費補助金」を交付しました。令和6年度の実績は、4施設で対象児童数は18名となりました。	令和7年度は令和6年度と同様に当該事業を実施しますが、令和8年度以降は障がい児保育の更なる充実が図れるよう検討してまいります。	B	B	こども課	73

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書上の ページ数
4. 療育・教育体制の充実	(1)療育の充実	放課後児童対策の充実	放課後に保護者等が留守となる家庭などの児童を預かる学童保育所(放課後児童クラブ)において、障がいのある児童の受け入れを行います。また、障がい福祉サービスが必要な児童には相談支援事業所等につなぐなど、連携していきます。	障がいのある児童(療育手帳等の交付を受けている児童)については、1つのクラブで受け入れをしました。また、学童保育施設での集団保育に馴染めない児童については、必要な障がい福祉サービスに繋ぐなど、関係機関と連携しています。	令和6年度と同様に、学童保育施設での受入体制を整えるとともに、年齢や特性に応じた療育が受けられるよう関係機関と連携及び情報共有を図り支援していきます。	B	B	こども課	73
4. 療育・教育体制の充実	(1)療育の充実	地域の療育支援体制の整備	地域支援協議会のこども支援部会を活用し、地域における子どもに対する支援のあり方を検討します。また、こども支援部会監修のみどり市子育て応援ノート「あゆみ」を有効的に活用します。	こども支援部会は定期的に会議を開催し、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所との連携強化を目的に、情報交換会等を実施しました。 ・子育て応援ノート「あゆみ」は発達面に特化した支援ノートとなっており、健康管理課の健診や新生児訪問で配布をしています。	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	B	社会福祉課	74
4. 療育・教育体制の充実	(1)療育の充実	発達障がいに関する支援の充実	関係者間の連携を図り、障がいのある人等の地域生活を支援するため、こども支援部会を定期的に開催し、発達障がいに関する支援についての検討を行います。また、県の発達障害者地域支援マネジャー派遣事業等を利用し、発達障がいに関する研修会を実施します。	・令和6年度のこども支援部会は、計6回実施しました。関係者間で連携を図り、情報共有や課題等の検討を行いました。 ・県の発達障害者地域支援マネジャー派遣事業は、発達障害に関する研修会を開催しました。 ・みどり市の地域資源マップの作成に取り組みました。	・令和6年度と同様に、関係者間で連携を図り、情報共有や課題等の検討を行います。 ・みどり市の地域資源マップの作成を進め、完成させる予定です。	A	B	社会福祉課	74
4. 療育・教育体制の充実	(1)療育の充実	みどりっこ相談会の実施	発達障がいのある子どもを早期に発見すると共に保育機関・教育機関等と連携して子どもの状況に応じた適切な支援を開始できるよう専門職による相談会を実施します。相談会の対象は、4歳児(年中児)とし、保護者への質問票により支援の必要性が高い子どもと保護者へ参加を促します。	令和6年度は名称が「みどりっこ相談会」から「5歳児相談」となりました。対象者については年中児の全員を対象とし、関係機関と連携しながら相談・支援を6回/年実施しました。	医師の診察が加わり、5歳児健診として実施します。実施回数を6回/年から12回/年とし、従事者に医師、歯科衛生士、栄養士等が加わり支援体制の充実を図ります。また、健診後の事後フォローの場として「つくしんぼ相談会」を6回/年実施し、支援が必要な児に対し専門職(臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等)による支援の強化を図ります。	A	A	健康管理課	74
4. 療育・教育体制の充実	(1)療育の充実	つみきの会の実施	発達に心配がある児や保護者を対象として、発達に関する学習の場と発達を促すための療育の場を提供し、相談に応じながら支援を行う「つみきの会」を実施します。	・令和6年度は個別相談を実施し、7月から年5回開催しました。参加者は6名でした。	・児童発達支援や早期リハビリなどの重要性についての周知が広がってきており、参加者が年々減少傾向にありました。継続について検討し、会の開催は終了することとなりました。	B	A	社会福祉課	74
4. 療育・教育体制の充実	(1)療育の充実	サポートファイル「みどりのほ」の活用	子どもの成長や支援方法等に関して、支援体制の充実が図れるようこども支援部会で作成したサポートファイル「みどりのほ」の周知を行い、一貫性のある支援につながるよう関係機関との連携を強化していきます。	・令和5年度同様に、利用希望者が直ぐに利用できるように、みどり市ホームページに掲載しています。また、希望者に窓口等で配布しています。	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	B	B	社会福祉課	74
4. 療育・教育体制の充実	(1)療育の充実	医療的ケア児支援のための協議の場	医療的ケア児(たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児)が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、支援体制を整えることにより、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。また、家族の離職防止や成人期への移行後の支援についても協議を行いながら、必要な支援につなげていきます。	・医療的ケア児を支援する関係者で医療的ケア児協議の場を1回開催しました。 ・情報交換等を行い、地域の課題について協議をしました。	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	74
4. 療育・教育体制の充実	(2)学校教育の充実	特別支援教育の充実に関する校内指導体制の整備	小中学校等では、障がいのある児童生徒の障がいの状況の正確な把握や発達段階に応じた適切な教育を行うため、特別支援教育の推進役となるコーディネーター教員を指名・配置します。また、校内委員会の設置や個別の教育支援計画・指導計画の作成、関係機関との積極的な連携など、特別支援教育の充実に向けた体制整備に努めます。さらに、児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育の更なる充実に努めます。	市内各学校では、特別支援教育コーディネーターを指名・配置し、このコーディネーターを中心に特別支援教育の充実を図りました。校内教育支援委員会を企画・運営するほか、個々の児童生徒の状況を把握し、担任に適切なアドバイスを行うなど、校内で重要な職務を担っています。コーディネーターが機能することで、職員の特支援教育に対する知識も深まりました。校内支援委員会においては、適切な就学先を検討し教育的ニーズに応じた支援ができるよう努力しました。	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を整備し、全教職員で、障がいの有無にかかわらず全ての子どもたちが共に学ぶインクルーシブ教育を核とした特別支援教育を推進します。また、一人一人の学習が充実するよう、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用にも努めます。また、校内支援委員会においては、適切な就学先を検討し保護者、関係機関とも連携ながら教育的ニーズに応じた支援ができるようにしていきます。	B	B	学校教育課	75

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書上の ページ数
4.療育・教育体制の充実	(2)学校教育の充実	特別支援教育サポート事業等の活用	県が派遣する特別支援教育専門相談員や県立特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用し、指導に関する適切な情報の把握に努めます。 また、特別支援教育コーディネーター教員と特別支援教育専門相談員が連携し、保護者等の相談に応じます。	県が実施している特別支援教育サポート事業には、多くの学校から活用の希望がありました。支援を必要とする児童生徒が増加する中、学校にとって貴重な機会となりました。 また、県立特別支援学校の専門アドバイザーには、みどり市教育支援委員会の委員として助言を受けるとともに、日常的な情報交換を実施しました。	県の派遣する専門相談員、特別支援学校の専門アドバイザーとの連携を今年度も引き続き積極的に図っていくことで、児童生徒の状況の的確な把握します。さらに、適切な支援について助言をいただきながら、一人一人の児童生徒に応じた適切な支援に努めます。	B	B	学校教育課	75
4.療育・教育体制の充実	(2)学校教育の充実	支援員の配置	通常学級及び特別支援学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の活動を支援するための教育支援員を配置し、支援を必要とする児童生徒の情緒面の安定及び学校生活や集団生活への適応を図るなど、特別な支援を必要とする児童生徒への積極的な支援を推進します。	市内全校に合わせて56名の教育支援員を配置しました。児童生徒3名につき1名の支援員が付き、主に特別支援学級の児童生徒の学習や活動の補助にあたっています。 また、経験の少ない支援員対象に、県立特別支援学校の専門アドバイザーを講師に招き、支援の仕方についての研修を行いました。	教育支援員の増員を図り、これまで以上に、児童生徒への支援が充実するようにしていきます。また経験の少ない支援員対象に、支援の仕方についての研修を行います。特別支援学級だけではなく、通常学級に在籍する児童生徒も含め、支援を要する児童生徒への支援を充実を図っていきます。	A	A	学校教育課	75
4.療育・教育体制の充実	(2)学校教育の充実	教育支援の充実	市教育委員会と学校、関係機関が連携を図り、障がいのある児童生徒の将来を見通した一人一人の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者等との就学相談を充実し、その意向を踏まえた教育支援の充実に努めます。	みどり市子ども支援部会等で、支援を必要とする児童生徒の情報共有し、支援内容について協議するなど、教育委員会と関係機関との連携を図りました。 特に、就学児については園訪問を実施して様子を観察するだけでなく、学校も含めて慎重に協議し、保護者との面談の中で最適な就学先を選択できるよう努めました。	年三回の教育支援委員会を今年度も実施します。幼稚園・保育園・認定こども園と各学校の連携を図り、児童生徒の状況把握に努めたり、訪問して直接状況を把握したりしながら、一人一人の児童生徒の状況把握に努めます。それらを踏まえて、適切な就学先や支援の方法について検討します。保護者との相談も必要に応じて随時行い、理解を得ながら支援を進められるようにします。	B	B	学校教育課	75
5.就労環境の整備	(1)雇用・就業の促進	雇用関係機関との連携	地域支援協議会の就労支援部会で、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等の雇用関係機関との連携を強化し、障がいのある人の雇用、就労機会の促進に取り組みます。	障害者の雇用促進や職業の安定を図るため、ハローワーク桐生主催の雇用連絡会議や共催事業の障害者就職面接会、渡良瀬特別支援学校主催のネットワーク相談会に出席しました。	令和6年度と同様に当該事業を実施します。	A	A	社会福祉課	76
5.就労環境の整備	(1)雇用・就業の促進	企業訪問等における障がい者雇用の啓発	市内企業訪問時に障害者雇用率制度等の周知を図ります。 また、障害者雇用支援月間(9月)において、ポスター掲示や啓発資料等の配布を行います。	市内企業訪問時に、障害者雇用率制度等の周知に努めました。 また、障害者雇用月間に啓発活動として、ポスター掲示や資料を窓口等にて配布しました。	昨年度同様、企業訪問に合わせて障害者雇用率制度等の周知をするほか、窓口においてもポスター掲示や資料配付により来庁した事業者にも周知します。	B	B	商工課	76
5.就労環境の整備	(1)雇用・就業の促進	市役所等における障がい者雇用の促進	公的機関の障がい者雇用率の達成はもとより、市役所及び出先機関における障がいのある人の雇用を積極的に検討します。	市役所又は出先機関に関わらず、障がい者雇用を積極的にを行い、令和6年度は1人を新たに採用し、法定雇用率を達成しています。	法定雇用率を達成するため、今後も障がい者雇用を積極的に進めます。また、職場環境を整えるなど合理的配慮を行い、障害のある人もない人も一緒にいきいきと働ける職場を目指します。	A	A	総務課	76
5.就労環境の整備	(2)福祉的就労の充実	就労支援サービスの提供	障がいのある人の就労を支援するため、施設で提供されるサービス(就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等)の一般就労を見据えた提供に努めます。	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援や、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援について支給決定を行いました。 【令和6年度実績(支給決定者数)】 就労定着支援:2人 就労移行支援:14人 就労継続支援A型(雇用契約あり):21人 就労継続支援B型(雇用契約なし):147人	今後も就労移行、就労継続A型、就労継続B型が増加することが見込まれるため、引き続き適切な支給決定ができるよう、当該事業を実施します。また、令和7年10月から新規サービス「就労選択支援」が開始となるため、混乱のないように準備を進めます。	A	A	社会福祉課	77
5.就労環境の整備	(2)福祉的就労の充実	障害者就労施設等からの物品等の調達	障害者支援施設等における工賃アップの取組を支援するため、毎年度「みどり市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等が提供できる物品等について、施設等からの情報をもとに全庁内へ情報提供します。 また、行政機関において、授産品の購入や役務の提供を積極的に受けるよう取り組みます。	「みどり市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を作成し、各課における物品等の調達実績を確認し、概要を市HPに公表します。(毎年6月～7月にかけて前年度調査があるため) 【令和6年度実績】 18件、3,141,350円	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	B	A	関係各課	77

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書上の ページ数
6. コミュニケーション環境の充実	(1)意思疎通支援の充実	コミュニケーション支援事業	聴覚や視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人に手話通訳者・要約筆記者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、ろう者が参加する講演会や説明会への手話通訳者の派遣や、庁舎窓口への手話通訳者の設置を充実します。	聴覚や視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人に手話通訳者・要約筆記者の派遣などを行いました。また、笠懸庁舎、大間々庁舎に月1回ずつ、手話通訳者を設置しました。 【R6年度実績】 手話通訳者派遣件数：140件 手話通訳社派遣人数：161件 要約筆記者派遣件数：1件 要約筆記者派遣人数：4名	前年度と同様に当該事業支援を実施します。	A	A	社会福祉課	78
6. コミュニケーション環境の充実	(1)意思疎通支援の充実	奉仕員養成研修事業	手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を実施し、奉仕員の確保に努めます。また、手話への理解・啓発を進めるため、気軽に手話を体験できる講座を企画し、手話に触れる機会を増やします。	また、手話への理解・啓発を進めるため、気軽に手話を体験できる講座を社会福祉協議会に委託し、実施しました。 【令和6年度実績】 手話奉仕員 入門編 8名 基礎編 8名 ステップアップ講座 7名 手話体験教室 11名 朗読奉仕員養成講座 17名	ステップアップ講座については、テキストが変更となったため、講師を担当しているみどり市ろう協会から依頼があり、令和7年度は開催しないこととなりました。その他については、令和6年度と同様に事業を実施します。	B	A	社会福祉課	78
6. コミュニケーション環境の充実	(2)情報アクセシビリティの向上	障がいのある人に配慮した行政情報提供	みどり市アクセシビリティガイドラインに基づき、市ホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう努めるとともに、誰もが見やすいコンテンツの作成に努めます。また、各種媒体の特性を活かし、状況に応じた情報発信に努めます。	令和5年度に改訂したみどり市アクセシビリティガイドラインに基づき、市ホームページ等で情報提供を実施しました。(文字の拡大機能、背景色と文字色の変更機能等)	改訂したみどり市アクセシビリティガイドラインに基づき、引き続き市ホームページで情報提供を実施していきます。また、広報紙を朗読した音声データを朗読ボランティアの方々に提供していただき、市ホームページ上で聞ける環境を整えます。	A	A	地域創生課	79
			携帯電話等を利用し、防犯・防災に関する情報を適宜登録者へメールで配信します。	防犯や特殊詐欺等に関する情報について、警察と連携しスマホや携帯電話等を通じ注意喚起を行いました。	前年度に引き続き、防災行政無線、防災アプリ、防災・防犯情報メール等を活用し、適時行政情報を提供します。	B	B	防災危機管理課	79
6. コミュニケーション環境の充実	(2)情報アクセシビリティの向上	情報機器の利用促進	群馬県障害者情報化支援センターによるパソコン相談・機器の体験利用、出張パソコン講習の周知と利用促進を図ります。	令和6年は実施していません。	群馬県障害者情報化支援センターと連携し、令和7年度以降の実施に向けて検討します。	C	D	社会福祉課	79
6. コミュニケーション環境の充実	(2)情報アクセシビリティの向上	市立図書館での配達サービス	視覚障がいや身体の障がい等の理由により、図書館に来館することが困難な市民に対し、図書資料及び朗読CDの配達サービスを行います。	来館が困難な人へ配達サービスを実施しました。令和6年度の実績は、利用者数延べ21人、利用冊数延べ262冊でした。	視覚障がいや身体の障がい等の理由により、図書館に来館することが困難な市民に対し、図書資料及び朗読CDの配達サービスを行います。	B	A	社会教育課	79
6. コミュニケーション環境の充実	(2)情報アクセシビリティの向上	電子図書館	障がい等の理由により、図書を閲覧することや来館することが困難な市民に対し、自宅にいながら閲覧できる、読み上げ機能を有するなどの特徴を持った電子図書館サービスを提供します。	電子図書館サービスを提供しました。令和6年度の実績は、利用者数延べ11,075人、利用冊数延べ7,495冊、閲覧冊数延べ18,465冊でした。	障がい等の理由により、図書を閲覧することや来館することが困難な市民に対し、自宅にいながら閲覧できる。読み上げ機能を有するなどの特徴を持った電子図書館サービスを提供します。	B	A	社会教育課	79
6. コミュニケーション環境の充実	(2)情報アクセシビリティの向上	インターネットを活用した広報活動の推進	市ホームページやLINE等のインターネットを活用した、市民への広報活動を推進します。	・インスタグラムにて、みどり市手話公式アカウントを開設しました。毎月広報に掲載している手話の動画版を掲載することにより、よりわかりやすいものとなりました。 ・障害や障害のある人への正しい理解を深め、ノーマライゼーションの理念を浸透させるため、「広報みどり」や市ホームページを積極的に活用しました。	・前年度と同様に、閲覧者にわかりやすく、常に最新情報を掲載できるよう努めます。	B	B	社会福祉課	79
7. 安全・安心の確保	(1)福祉のまちづくりの推進	地域生活支援拠点等の整備・充実	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援として「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能の整備・充実を行います。	令和5年度は緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、必要なコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能を整えるため、ハイリスク世帯(50歳以上の療育手帳所持者で親が75歳以上、福祉サービス等を利用していない者/対象者：6名)を抽出し、アウトリーチにより状況を確認しましたが、令和6年度は実施できませんでした。	・緊急時の受け入れ、体験の場について整備を進めていきます。	C	A	社会福祉課	80

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書上の ページ数
7. 安全・安心 の確保	(1)福祉のまち づくりの推進	歩道整備事業	バリアフリーの歩行空間の確保に努めるとともに、歩道の段差解消などの整備に努めます。	道路整備で歩道設置の際に、歩行者の安全確保を図るため、バリアフリーの歩行空間の確保や歩道の段差解消などの基準に基づき整備を行いました。	道路整備にあたっては引き続きバリアフリーの歩行空間の確保に努めるとともに、歩道の段差解消などの整備に努めます。	A	A	建設課	80
7. 安全・安心 の確保	(1)福祉のまち づくりの推進	市営住宅のバリアフリー化	市営住宅をリフォームするにあたって、障がいのある人等の生活の利便性を考慮した整備に努めます。	台所や洗面台の水栓をハンドルからレバーに替え、障がい者の方でも使用しやすい器具に取り替えています。	返還修繕時にバリアフリーへの改修を進めていきます。	A	C	建築住宅課	80
7. 安全・安心 の確保	(1)福祉のまち づくりの推進	公共施設のバリアフリー化	庁舎等の公共施設について、建物や設備のバリアフリー化の取組を継続し、計画的な整備に努めます。	東支所において、多機能トイレの新設とフロア全体の段差を無くすバリアフリー化の改修を行いました。	公共施設のバリアフリー化の取組を継続していきます。	B	A	財政課 社会教育課 社会福祉課	81
7. 安全・安心 の確保	(1)福祉のまち づくりの推進	障がいのある人にも利用しやすいバス車両等の運行	笠懸・大間々地域のデマンドバス「電話でバス」は、車いす対応福祉車両を運行し、東地域の路線バスは、すべての車両をノンステップバスにするなど、障がいのある人が利用しやすい公共交通の維持に努めます。	「電話でバス」は車いす対応の福祉車両を常備しており、また、東町、大間々笠懸路線バスもノンステップバスで運行しており、障がいのある人も利用しやすい公共交通となっております。	引き続き、「電話でバス」での車いす対応の福祉車両の運行や、東町路線バス・大間々笠懸路線バスでのノンステップバスの運行により、障がいのある人も利用しやすい公共交通と環境整備の維持に努めます。	A	A	企画課	81
7. 安全・安心 の確保	(1)福祉のまち づくりの推進	福祉タクシー料 金助成事業	福祉タクシー料金助成事業	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(重度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の所持者に、基本料金分のタクシー利用券を給付します。	対象資格に該当する市民に、福祉タクシー券の配布を行いました。 【R6実績】 タクシー券利用交付数 3,024枚 タクシー券利用率 61.9%	A	A	社会福祉課	81
7. 安全・安心 の確保	(2)防犯対策 の推進	防犯活動の推進	防犯委員会・地域安全パトロール隊、その他学校関係者、ボランティア等による市内安全パトロールの実施など、地域の防犯活動を推進します。	防犯委員会・地域安全パトロール隊、その他学校関係者、ボランティア等による定期的な市内安全パトロールを実施しました。	前年度に引き続き、防犯委員会・地域安全パトロール隊、その他学校関係者、ボランティア等による定期的な市内安全パトロールを実施します。	B	B	防災危機管理課	81
7. 安全・安心 の確保	(2)防犯対策 の推進	消費者被害の防止等	障害者支援施設等への出前講座を実施し、施設関係者や家族と連携しながら、障がいのある人に対する消費者被害の防止に努めます。	障害者支援施設等での出前講座の依頼がなく、実績はありませんでした。	障がい者やその家族等の消費者被害を防止するため、引き続き障害者支援施設等への出前講座を実施します。	C	C	商工課	81
7. 安全・安心 の確保	(3)防災対策 の推進	地域防災計画による防災体制の整備	視覚・聴覚障がい等の障がいの特性に配慮した緊急時の情報伝達システムなど、障がいのある人に配慮した防災体制の整備に努めます。	防災行政無線により屋外拡声子局及び戸別受信機(聴覚障がい者用文字放送含む)、防災アプリ、群馬テレビのデータ放送などを活用し、防災情報を伝達しました。 また、避難行動要支援者に対し、迅速に災害情報等を取得できるよう戸別受信機を貸与しました。	前年度に引き続き、多種多様な手段を活用し、災害情報の伝達に努めます。	B	B	防災危機管理課	82
			災害時の避難所に加え、障がいのある人に配慮した避難体制を確保するため、福祉避難所を開設できるよう平時から準備を行います。 また、避難所等での聴覚や視覚に障がいのある人への情報伝達手段を検討します。	福祉専門職による個別避難計画策定を本格稼働しました。また、要綱の改正や福祉専門職への説明会を実施し、福祉専門職による個別避難計画策定が進み始めました。	令和7年度は福祉専門職による個別避難計画策定の件数が増加するよう努めます。また、それに向けて、福祉専門職への説明・周知を実施します。	A	B	社会福祉課	82
7. 安全・安心 の確保	(3)防災対策 の推進	災害時要援護者の避難支援体制の整備	災害時に障がいのある人が円滑な避難行動をとれるよう、避難行動要支援者の洗い出しや登録について、平時から準備を進めます。 また、災害対策基本法の一部改正(令和3年5月)を受け、個別避難計画の作成を進めます。	福祉専門職による個別避難計画策定が進み始めました。 また、行政区長及び民生委員・児童委員へ避難行動要支援者名簿を配布し、情報共有を図っています。 さらに、東地区をモデルとして、区長会・民児協・自主防災組織・市民等を対象に、避難行動要支援者の避難経路や地区の現状や災害リスクを再確認しながら、地域の関係性を高める事を目的に、「防災と福祉のまちづくり」講座を実施しました。	令和7年度もケアマネージャーや相談支援専門員等と連携した個別避難計画の策定を進めます。 また、昨年度に引き続き、各定例会議時での情報発信や避難行動要支援者名簿の配布を通じて行政区長や民生委員・児童委員と情報共有を行い連携を図ります。 さらに、大間々北部の区長会・民児協・自主防災組織・市民等を対象に、「防災と福祉のまちづくり」講座を実施します。	A	A	社会福祉課	82
			災害時に円滑な避難行動がとれるよう、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会等、平時から避難行動要支援者との関わりがある関係者と連携して個別避難計画を作成します。	令和6年度は福祉専門職による個別避難計画策定を試行で行いました。	令和6年度は福祉専門職による個別避難計画策定を本格稼働します。また、それに向けて、要綱の改正や福祉専門職への説明会を実施します。	A	B	社会福祉課 介護高齢課	82

基本目標	施策の方向	事業名	事業の概要	基本施策の取組状況 (令和6年度)	今後の基本施策内容等 (令和7年度)	取組状況 評価	取組状況 評価	所管課	計画書の ページ数
			国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を活用し、自主防災組織や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制整備を支援します。	社会福祉課主催による「東町の防災と福祉のまちづくり講座」へ出席し、要支援者への対応方法についての知見を深めました。	社会福祉課と協力し、要支援者等への対応について体制整備を進めます。	B	B	防災危機管理課	82